

園長 各位
施設長 各位

新型コロナウイルスの感染防止のための家庭での保育に伴う 保育料の減額手続き書類について(依頼)

子ども家庭部保育課長 加藤 知尚
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応にご協力いただきありがとうございます。

区では、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大を防止する観点から、保護者が感染防止のために登園せず、家庭での保育を行った場合の保育料の減額について、令和2年4月30日付け31新子保入第5859号のとおり取り扱うこととしています。令和2年3月分の減額確認書の確認及び提出へのご協力ありがとうございました。

4月分から6月分の保育料の手続きについても保護者への周知及び減額手続き書類の配付や回収、登園状況の確認等について、よろしくお願ひします。

1 減額の対象

区が家庭での保育への協力を要請した期間のほか、保護者が自主的に感染予防のために登園しなかった日についても、6月30日までの間は、協力日数に応じた基本保育料の減額の対象とする。

2 減額の要件 (3歳児クラス～5歳児クラスの基本保育料は無償のため対象外)

- ・新型コロナウイルスの感染症の感染防止のため、通常であれば登園している日を休んでいること。
- ・園に「新型コロナウイルス感染症の感染防止のためお休みすること」、「お休みする日」を事前に報告していること。

3 減額する額

月ごとに登園しなかった日数に応じて、以下のとおり月額保育料(基本保育料)を減額します。

- ・1日から5日まで 4分の1に相当する額
- ・6日から12日まで 半額に相当する額
- ・13日以上 全額に相当する額

※ 延長保育の保育料の取扱い

各園で延長保育を実施し、保育料を徴収しているため、各園において判断してください。区立園においては、4月分～6月分は、延長保育の月額利用が承認されている場合は、月額利用者と同様に、月額延長保育料を上限として利用日数に応じて延長保育料を計算し、月額延長保育料との差額を還付します。

4 保護者への配付・回収等

(1) 保護者への書類の配付

- ・当該月の登園状況を確認し、要件に該当する保護者に書類を配付してください。
- ・現在の保育料が「0円」である方に対しては、配付していただく必要はありません。(減額対象外)
- ・区公式ホームページに、提出書類の様式を掲載しています。

[配付書類] ・新型コロナウイルス感染防止のための家庭での保育に伴う保育料の減額手続き書類の提出について

・① 保育料の減額に係る確認書[0～2歳児クラス]

・② 請求書兼支払金口座振替依頼書(日付・金額は記入しないこと)

※ 納付書により納付している方で当該月の保育料が未納である場合は、「①保育料の減額に係る確認書」のみ提出するようお知らせしています。

※ 既に3月分の「保育料減額に係る確認書」を提出した際に、「請求書兼支払金口座振替依頼書」を提出している場合は、提出は不要です。提出済の書類に記載された口座へ還付します。

(5月以降も既に提出している場合は同様に提出不要です。)

[提出期限]	保護者から園への提出締切日	入園・認定係への送付締切日
令和2年 4月分	令和2年 5月20日(水)	令和2年 5月29日(金)
令和2年 5月分	令和2年 6月19日(金)	令和2年 6月30日(火)
令和2年 6月分	令和2年 7月20日(月)	令和2年 7月31日(金)

※ 書類は、保護者から提出される都度ではなく、取りまとめて提出してください。

※ 締切日までに提出できない場合は、担当までご連絡ください。

※ 提出期限を過ぎてしまったら還付手続きができなくなるわけではありません。締切日は、2,000件超の還付手続きを行うための財務事務上で必要な期限です。締切日までに提出できなかった場合も受付・確認を行ってください。

(3) 4月入園児で登園開始日を延期している場合

- ・ 在籍児と同様に減額の対象とします。
- ・ 登園を開始してから4月分、5月分について提出することでも可能ですが、なるべく当該月の提出期限に合わせて提出するよう周知してください。

(4) 保護者から提出された「保育料の減額に係る確認書」の確認

- ・ 当該月の全部を休んでいる場合は、①確認書の「4月全休」欄に確認のチェック✓をお願いします。
- ・ 日付別の『保護者記入』欄に、保護者がチェック✓した日について、登園状況を確認し、相違がなければ『園確認』欄にチェック✓してください。相違することがあれば保護者に確認してください。
- ・ 延長保育料は、区立園の場合は、保護者が記入する種別、利用日、利用日数を確認してください。これによって日額の計算を行います。私立園の場合は、各園において還付の判断をしていただくこととなりますので、確認は必要ありません。
- ・ 保護者が記載した事項に相違がないことを確認の上、『園確認欄』への記名・確認印（シャチハタ印等）の押印をお願いします。

(5) 入園・認定係への提出

保護者から提出された書類を取りまとめて、[送付書]を付して入園・認定係に送付してください。

(6) 減額の決定

入園・認定係で書類を審査し、保育料の減額承認の決定を行い、保護者に通知します。還付金が保護者に支払われるのは、提出締切日から約2か月後になります。

【問合せ先】 保育課 入園・認定係 担当:落合 TEL:5273-4527